

顧問・相談役委嘱規程

顧問・相談役委嘱規程

東京税理士会武蔵野支部

(趣旨)

- 第1条** この規程は支部規則第20条の規定による顧問及び相談役について、その委嘱の基準及び任期に関する事項を定める。
- 2 この規程による顧問及び相談役は、本支部業務の改善進歩に必要な事項について支部長の求めに応じ意見を具申するものとする。

(顧問の委嘱基準)

- 第2条** 本支部の相談役及び本会の会長、副会長に在任した者のうちから65歳以上の者を顧問に委嘱することができる。
- 2 前項のほか、税理士業務に関し学識経験を有する者を顧問に委嘱することができる。
- 3 この規程を適用するときにおいて本支部及び本会の役員の職にある者は顧問に委嘱することができない。

(相談役の委嘱基準)

- 第3条** 本支部の正副支部長及び本会の役員に在任した者のうちから支部運営に功績顕著な者を相談役に委嘱するものとする。
- 2 前項のほか、税理士業務に関し学識経験を有する者を相談役に委嘱することができる。
- 3 前条第3項の規定は、相談役について準用する。

(任期)

- 第4条** 顧問及び相談役の任期は、次の各号にかかげる区分に応じ、当該各号にかかげる期間とする。
1. 第2条第1項及び第3条第1項該当者 幹事会の承認を得たときから辞任又は本支部の会員でなくなったときまでとする。
2. 第2条第2項及び第3条第2項該当者 当該顧問または相談役を委嘱した支部長の在任期間とする。

(規程の改廃)

- 第5条** この規程を改正または廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、昭和 52 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この改正規定は、昭和 55 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。